

令和8年7月22日
生涯学習課青少年教育係
電話 027-226-4669

群馬県立青少年自然の家を設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

「難病患者の県有施設の使用料等の減免について（お願い）」（令和8年5月28日付け健康福祉部長通知）により、難病患者の外出や文化・スポーツ活動の機会を広げ、日々の生活の質の向上を図ることを目的として、障害者への使用料等の減免措置を実施している施設において「難病患者」の方にも同様の措置を講ずるよう依頼があったため、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

規則の使用料の減免対象者に「指定難病患者」及び「小児慢性特定疾病患者」を追加します。
また、使用料減免申請書の様式改正及びそれに伴う経過措置を附則に規定します。

3 施行期日

令和8年9月1日